森林認証制度とは

森林認証制度は、適正に管理された認証森林から生産される木材等を生産・流通・加工工程でラベルを付すなどして分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて持続的な森林経営を支援する仕組みです。
これにより、森林・林業の成長産業化に寄与し、地域振興や資源循環型の社会の実現を目指すことができます。

FM 認証森林

持続可能な森林管理により、生物多様性に配慮し、水と土壌を守り、温暖化防止に役立つ森づくりを進めます。

素材生産

Coc 認証事業体

素材生産業者が、十分な安全管理体制のもとで木材の購入・伐採・運搬を実施します。

森林認証製品

森と人、山と町を結び、元気な循環型社会を構築

一次加工（製材等）

Coc 認証事業体

製材・合板・集成材・ボード・製紙等の製造工程では、認証林産物を分別管理し、認定を受けた事業体が加工製造します。

二次加工（施工等）

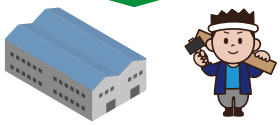

Coc 認証事業体

住宅建築・家具製造等の工程でも製品がラベルにより管理され、消費者に確実に認証材製品を提供します。

最終消費

消費者は、認証ラベルにより環境に優しい林産物であることを識別して購入することができるため、持続可能な森林管理を支援するためのツールとなり、更には再造林による資源循環を後押しできます。

FM認証…森林管理（FM :Forest Management）を認証するもの
CoC認証…FM認証された森林からの木材・木材製品の製造・加工流通過程（CoC:Chain of Custody）を認証するもの

鹿屋市森林認証協議会